税務課からのお知らせ

令和５年度 町民税・県民税の申告相談について

令和５年度の町民税・県民税については、令和５年１月１日現在で城里町にお住まいの方に対して、令和４年１月１日から12月31日までの所得等をもとに計算し課税されます。申告の必要があるかどうかについては、11ページのフローチャートをご覧ください。

申告会場では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、マスクの着用、手指の消毒のご協力をお願いします。また、体温が37.5度以上の方、体調が優れない方は入場をご遠慮いただきます。

◆申告相談受付日程表（予約なし）

該当する地区の日程を目安に申告会場までお越しください。

受付日	受付時間	対象地区	会　場
2/16(木)～3/15(水)	8:30～16:00	常北地区	役場本庁舎 1階 町民ホール
【受付時間延長】 2/22(水)、3/1(水)、8(水)	8:30～19:00	全地区	
【休日受付】2/26(日)	8:30～17:00	全地区 (平日来られない方)	
2/21(火)～2/28(火)	8:30～16:00 (2/28(火)は午前中のみ)	七会地区	七会町民センター
3/1(水)～3/10(金)	8:30～16:00 (3/10(金)は午前中のみ)	桂地区	桂公民館

※各会場ともに土曜・日曜・祝日を除く。

申告相談開始時間　午前９時から

◆申告相談の事前予約について

収支や控除等の内容がまとまっている方を対象に、事前予約制の申告相談を実施します。

期　間　２月16日(木)～３月15日(水) ※土曜・日曜・祝日を除く。

場　所　税務課窓口(役場本庁舎１階)

相談時間　１時間につき１名(１世帯)

予約方法　２月１日(水)から電話または税務課窓口にてご予約ください。

◆申告に必要なもの

１．申告者の本人確認書類(原本)、扶養親族および事業専従者のマイナンバーが確認できる書類(写し)、申告者本人の口座番号がわかるもの

【本人確認書類およびマイナンバー確認書類(①から③のいずれか１つ)】

①マイナンバーカード

②マイナンバー通知カードと運転免許証等の顔写真付身分証明書

③マイナンバーが記載された住民票の写しと運転免許証等の顔写真付身分証明書

２．令和４年中の所得(収入および支出)がわかる書類

所得の種類	主な必要書類
給　与 年　金	□令和４年分 源泉徴収票 ※源泉徴収票が発行されない場合は給与支払証明書等
営　業 農　業 不動産	□収支内訳書(事前に収支をまとめたうえで、お越しください) ※令和４年中に減価償却資産を取得・処分した場合、経費明細がわかる領収書等 ※前年度の申告書・収支内訳書(控)がある方は、ご持参ください。
一時・雑	□支払金額と必要経費などがわかる書類(源泉徴収票、支払調書等)

９～12ページは広報紙から取り外して保管できます。

3．各種控除を受ける際に必要な控除証明書等

控除の種類	主な必要書類
医療費控除	□医療費控除の明細書 □医療費通知書（医療費のお知らせ）原本 □各種証明書（おむつ証明書等） □医療費の補塡を受けた場合はその金額がわかる証明等
社会保険料控除	□社会保険料控除証明書等の支払い金額がわかるもの
生命保険料控除 地震保険料控除	□申告用控除証明書（保険会社が発行したもの） ※契約書では控除を受けられませんので、ご注意ください。
障害者控除	□障害者手帳、療育手帳、認定書など障害の程度がわかるもの
寄附金控除	□寄附金の受領証等

◆注意事項

次に該当する方は、水戸税務署の申告会場「中央ビル４階」で申告してください。

・譲渡所得の申告（土地・建物や株式を売った収入）をする方
・住宅借入金等特別控除（１年目）を受ける方
・消費税、贈与税に関する申告をする方

水戸税務署からのお知らせ

マイナンバーカードを使って 自宅からスマートフォンで確定申告ができます！

確定申告には、自宅からのマイナンバーカードを利用した e-Tax でのスマホ申告が大変便利です。

マイナンバーカードとスマートフォン（マイナンバーカード読取対応）があれば、確定申告会場に出向くことなく、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告を行うことができます。ぜひ、ご利用ください。

▲国税庁ホームページ

▲確定申告書等作成コーナー

▼メリットいっぱい！マイナンバーカード方式

・マイナンバーカードとスマートフォンがあれば、自宅から24時間いつでも申告できます。
・画面の案内に沿って入力すれば、自動計算されます。
・過去のデータを利用して自動入力できます。
・還付申告の場合、e-Taxなら早期還付されます。
・相談は、チャットボットや電話でもできます。
・スマートフォンのカメラを使えば、源泉徴収票が自動入力されます。
・スマホ申告は、専用画面を用意しています。
・マイナポータル連携により、一部の所得控除等が自動入力されます。

令和４年分確定申告期の確定申告会場のお知らせ

【事前予約制】

期　間　２月16日（木）～３月15日（水）
※還付申告の方の事前申告は２月15日（水）まで、水戸税務署で受け付けています。
会　場　中央ビル ４階（水戸市泉町2-3-2）
※会場に無料駐車場はありません。
受付時間　午前９時～午後４時

問合せ　水戸税務署　☎029-231-4211

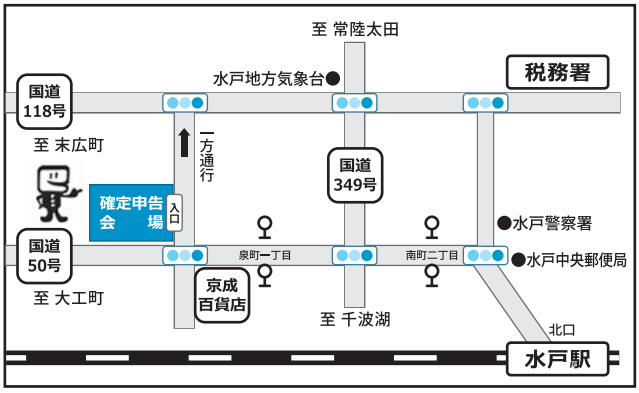

あなたの申告は必要ですか？チェックしてみよう

令和４年中の収入状況が当てはまるところを選んでください。
（複数に該当する場合には、それぞれ進んでください）

令和５年１月１日現在、城里町に住民登録をしていましたか？

いいえ → 原則、令和５年１月１日現在の住民登録地での申告が必要になります。

はい

収入なし、または非課税収入（雇用保険の失業給付、遺族年金、障害年金等）のみの方

→ 令和５年１月１日現在、城里町内の親族に扶養されている。（年末調整や確定申告で被扶養者として記載されている）

- はい → **A 申告は不要**
- いいえ → 国民健康保険に加入している。または住民税の非課税の決定が必要である。
  - はい → **B 申告が必要**
  - いいえ → **C 申告は不要**

はい

給与・年金以外の収入

営業・農業・不動産の収入、一時的収入（生命保険満期等）、その他雑収入（個人年金等）がある方

→ 所得（収入－必要経費）がある。

- はい → **D 申告が必要**
- いいえ → 勤務先から城里町に給与支払報告書が提出されている。（提出の有無については、勤務先にご確認ください）
  - はい → 令和４年分 源泉徴収票に記載のない控除を追加する。（扶養、寡婦、障害、医療費等）
    - はい → **D 申告が必要**
    - いいえ → **C 申告は不要**

はい

給与収入

会社員の方、パート・日雇い・アルバイト等の収入がある方

はい

年金収入

公的年金・企業年金・年金基金等の収入がある方

フローチャートの判定結果

A
申告は不要

町内の親族が申告や年末調整であなたを被扶養者としている場合には、原則申告は不要です。ただし、扶養している方が城里町以外に住民登録をしている場合で、あなたがⒷに該当する場合には、申告が必要です。

B
申告が必要

町民税・県民税が非課税となる方でも、次のいずれかに該当する場合には、申告が必要です。
①国民健康保険税・後期高齢者医療制度・国民年金・介護保険・児童扶養手当・公営住宅・マル福制度等で所得が決定される必要がある方
②所得の記載がある証明書が必要な方

C
申告は不要

次の①～③のいずれかに該当する方は、原則申告は不要です。
ただし、扶養控除や保険料控除等の控除の内容を変更する場合には、申告が必要となります。また、Ⓓに該当する場合にも申告が必要です。
①給与収入のみで、勤務先から給与支払報告書が城里町に提出されている方
（勤務先が複数ある場合には、そのすべてから提出されている必要があります）
②公的年金等の収入のみの方
③課税される所得がなく、Ⓑに該当しない方
※申告を行わなくても、城里町に給与や年金の支払報告書が届いていれば、その金額をもとに町民税・県民税の税額が決定されます。

D
申告が必要

次のア～オのいずれかに該当する方は申告が必要です。
ア．給与や公的年金等以外の所得がある方（営業、農業、不動産等）で、各種の所得金額（収入－必要経費）の合計額が20万円を超える方
イ．給与所得がある方で、次のいずれかに該当する方
①年間の給与収入が2,000万円を超える方
②給与収入のほかに年金収入がある方で、年間の年金の合計収入金額が80万円（65歳以上の方は130万円）を超える方
③２か所以上から給与の支払いを受けていて、年末調整されている給与以外の所得が20万円を超える方
ウ．公的年金等に係る雑所得がある方で、それ以外の所得の合計が20万円を超える方
（例）公的年金 ＋ パート給与（給与収入80万円＝所得25万円）⇒ 申告が必要
エ．勤務先から城里町に給与支払報告書が提出されていない方
オ．令和４年分 源泉徴収票に記載のない控除を追加する方

その他

・所得税の還付を受ける方は、確定申告が必要です。
・このフローチャートは一般的な例です。ご不明な点は、税務課 住民税グループまたは水戸税務署までお問い合わせください。
・令和５年１月１日現在、城里町内に住所がなかった方はお住まいだった市区町村までお問い合わせください。

問合せ
町民税・県民税の申告に関すること：税務課 住民税グループ　☎029－288－3111（内線 122、123）
確定申告に関すること：水戸税務署　☎029－231－4211